

重要事項説明書

2024-6-1

指定訪問介護事業所 コスモス

1 医療法人慶友会 指定訪問介護事業所 コスモス の概要

(1) 概要

事業所名	指定訪問介護事業所 コスモス
所在地	守谷市松並1630番1号
管理者	佐藤 佐智子
電話番号	0297-45-8222
緊急時の連絡先	0297-45-8222
FAX 番号	0297-45-8222
事業者番号	0872400072
サービス提供地域	守谷市、つくばみらい市、常総市、取手市

(2) 人員構成

サービス提供者 管理者
介護福祉士
介護職員実務者研修修了者
介護職員初任者研修修了者

(3) 営業日及び営業時間

○営業日 年中無休

○営業時間 8時30分から17時00分まで
相談により 早朝 6時から
夜間 22時まで

○勤務体制 日勤 8時30分から17時00分まで
早番 6時00分から14時30分まで
遅番 13時30分から22時00分まで

(利用者の利用時間により勤務時間を変更いたします。)

2 当事業所の方針

介護保険法の理念に基づき利用者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い予防介護が必要な高齢者に対して、適切な訪問介護サービスを提供することを目的とします。

3 訪問介護サービスの概要、実施要綱

サービスの提供方法

- ・ 介護予防サービス・訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行ないます。
- ・ 利用者または家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいよう説明を行ないます。
- ・ サービスを提供した際には、予め定めた「サービス利用確認書」に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- ・ 訪問介護サービス・第1号訪問事業の提供にあたり、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターその他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

サービスの内容

- ・ 第1号訪問事業(要支援 1. 2. ・ 事業対象者)
身体介護・生活援助 全般
- ・ 訪問介護(要介護 1. 2. 3. 4. 5)

1 身体介護

身体的清拭・洗髪

入浴介助

排泄介助

衣服の着脱

整容介助

食事介助

体位交換

服薬介助

起床介助

就寝介助

移動介助

2 生活援助

調理

洗濯

買い物

掃除

薬の受け取り

その他

3 通院等乗降介助

4 サービス利用料金

(1)利用料金

○訪問型サービス費

- ・ 訪問型サービス（Ⅰ） 要支援 1. 2. ・ 事業対象者
週 1 回程度の訪問型サービスが必要な場合 1,176 円／月
- ・ 訪問型サービス（Ⅱ） 要支援 1. 2. ・ 事業対象者
週 2 回程度の訪問型サービスが必要な場合 2,349 円／月
- ・ 訪問型サービス（Ⅲ） 要支援 2. ・ 事業対象者
週 3 回程度の訪問型サービスが必要な場合 3,727 円／月
- ・ 初回加算 初回のみ 2,000 円

○訪問介護費

- ・ 身体介護 20 分未満 1,630 円
20 分以上 30 分未満 2,440 円
30 分以上1時間未満 3,870 円
- ・ 生活援助 20 分以上 45 分未満 1,790 円
45 分以上 2,200 円
- ・ 初回加算 初回のみ 2,000 円
- ・ 緊急加算 緊急時のみ 1,000 円

- * 身体介助と生活援助混合されている場合には、サービス提供時に金額を提示いたします。
- * 当事業所は特定事業所加算Ⅱの指定を受けております。所定の単位数に10%の加算をさせていただきます。
- * 介護職員等処遇改善加算Ⅰで24.5%を算定させていただきます。
- * 地域区分で、守谷市は1単位 10.70 円で換算させていただきます。

○ その他

- ・ 一人での訪問が不可能な場合で、2人で訪問した場合
通常単価の2倍
- ・ 早朝(午前6時から午前8時まで)
- ・ 夜間(午後6時から午後10時まで)
通常単価の25%加算
- ・ 利用者の都合により延長した場合、サービス内容に合わせた料金が基本料金に
加算されます。

○ 自己負担分
訪問介護費

- 1 介護保険負担割合証に基づきサービス利用料金の自己負担分をお支払い下さい。
※ 要介護認定をまだ受けてない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支
払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から
払い戻されます。また居宅サービス計画が作成されていない場合も同様です。
- 2 サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、全額自己負担となりま
す。

(2) キャンセル料

- 1 利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけ早めにご連絡くださ
い。前日または当日のキャンセルは、キャンセル料をいただくこととなりますので、予
めご了承ください。
- 2 キャンセル料は、以下の通りになります。
 - ・ サービス利用日の前日まで …… 無料
 - ・ サービス利用日の当日 …… 3,000 円＋消費税
 - ・ 訪問してからのキャンセル …… 3,000 円＋消費税＋交通費

(3) お支払い方法

料金は月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにご本人負担分をお支払い
ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法は現金払い
又は、郵貯自動払い込みでお願いいたします。

5 緊急時の対応・連絡方法

1 利用者ご本人の病状に変化が生じた場合

(1) 緊急性が高いと思われる場合は救急車を手配し主治医に連絡します。

(2) 緊急性が薄いと思われる場合

①訪問看護・介護予防訪問看護サービスを利用している場合は、ご担当看護師に状況報告し、指示を受けます。

②訪問看護・介護予防訪問看護サービスを利用していない場合は、ご担当ケアマネージャーに状況報告し、指示を受けます。

必要に応じて病状急変時、早期対応が行えるよう事前に、介護者(家族)ケアマネージャーと連絡方法を決めておきます。

2 サービス提供時、事故を起こした場合

(1) 利用者が怪我をした、または怪我をさせた時

①速やかに応急処置を行ないます。

②介護者(家族)に連絡します。

③事業所(管理者)に報告します。

④事故発生状況、対処方法について担当ケアマネージャーに報告します。

(2) 利用者の所持品を破損させた場合

①速やかに片付け等処理を行い、破損品は保管します。

②介護者(家族)に連絡します。

③事業所(管理者)に報告します。

・ 管理者は事故発生状況について事実確認を行ないます。

・ 対処方法(費用代償)について関係者と検討し、ご利用者又は介護者(家族)に連絡します。

・ 経過を記録します。

(3) 訪問の際、自動車事故やヘルパーが訪問できない場合

代替ヘルパーの調整を行い、利用者宅へ連絡をいたします。その際、予定の時間より遅れることが予測されますが、ご了承ください。

又、自然災害時にやむを得なく、連絡がつかず遅れる場合があることをご承知下さい。

6 サービスの終了

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する旨をお申し出ください。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1か月前までに文書で通知いたします。
- (3) 自動終了
 - ・介護保険給付でサービスをうけていた利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ・利用者が亡くなられた場合
- (4) その他
利用者やご家族などが、当事業所や従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。一ヶ月以上の料金滞納があり、再三の督促にも関わらずお支払いいただけない場合は、文書で通知を行い、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 個人情報の取扱について

- ・当事業所が定めた「個人情報の利用目的」に沿って、個人情報を利用致します。
- ・利用者の守秘義務に関する職員研修を行い、漏洩に注意を払います。
- ・情報を第三者に提供する場合は別紙にてご提示し、事前に利用者もしくはご家族の承認をいただきます。予め示した用途以外には決して利用いたしません。

8 情報開示について

- ・当事業所は、利用者の求めに従って、利用者自身に関する情報(利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示しております。遠慮なくお尋ねください。
- ・ご本人あるいは身元引受人でない方(他のご家族様等)からのご請求につきましては、当事業所の書面により利用者の了解を得てから、情報提供を行います。予めご了承ください。

9 事故・トラブル発生等について

本説明書(1)の概要に示す電話番号、または訪問担当者宛にご連絡をお願いします。ケアマネージャー、他のサービス事業者、市町村窓口への連絡等、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10 苦情等について

迅速・適切な対応を心がけておりますが、万一、不満や苦情がおありでしたら、遠慮なくお申し付けください。下記電話番号、責任者宛にご連絡をお願いいたします。

苦情受付電話 0297-45-8222 責任者 佐藤 佐智子

11 虐待防止

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止のための研修会を定期的実施
- ・虐待防止責任者の設置

(第三者による評価の実施状況)

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		